

# 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 の一部を改正する法律の概要

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の重要性に鑑み、

- ① 現行法では平成24年度までとなっている市町村が定める計画に位置付けられた間伐等の実施に係る財政支援を、引き続き平成32年度まで措置
- ② 成長に優れた種苗の母樹の増殖を支援する措置を新設

## 法の概要

### ○ 改正前の法の概要

- ・ 京都議定書に基づいて平成20～24年における間伐及び造林（特定間伐等）の実施を促進するために平成24年度までの支援措置を規定。
- ・ 国が基本指針・都道府県が基本方針を策定し、市町村がこれに即して特定間伐等促進計画（実施主体、場所、時期を特定）を作成。
- ・ 市町村の計画に定められた特定間伐等について支援措置。
  - ① 国が市町村に交付金を直接交付
  - ② 森林整備事業の地方負担を地方債起債対象とする特例等



平成32年時点の温室効果ガス削減の自主目標を立てるとともに、将来の枠組みを構築することを国際的に合意

### 支援措置の延長

- 二酸化炭素の吸収作用の保全を図るため、平成32年度まで支援措置を延長。

### 成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画制度（新規の措置）

- 将来の二酸化炭素の吸収作用の強化を図るため、都道府県知事が、基本方針に沿って、民間事業者が実施する成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画（特定増殖事業計画）を認定し、認定を受けた者に対して支援措置。
  - ① 林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間を延長（償還10年→12年、据置3年→5年）
  - ② 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の手続を不要とする特例



## 期待される効果

森林吸収源の確保及び森林の適正な整備の推進